

受給資格期間 10年化

H29. ●●● 使用

【課題・1●●】 受給資格期間 10年への短縮

昨年12月も扱いましたが、その後の情報 等を紹介します。

該当者にとっては”超重要な情報” ですので、丁寧な対応に心がけたいものです。

I. 該当者への 請求書の送付、手続き 等

1. 受給のための請求書は、該当者の自宅に 黄色 (レモン色) の封筒 で郵送される
(現状のターンアラウンド に類似で、(短) の表示 有り)
2. 対象者 : 国年納付、免除、被用者加入 の期間が 10年～25年未満 の者 (カラ期間は含まない)
3. 請求書 送付のスケジュール

<発送の時期>

<対象者 の生年月日>

- | | | |
|--------------------|---|--|
| ①. H29.2月下旬 ～ 3月下旬 | : | T15.4.2 ～ S17.4.1 生れ |
| ②. H29.3月下旬 ～ 4月下旬 | : | S17.4.2 ～ S23.4.1 生れ |
| ③. H29.4月下旬 ～ 5月下旬 | : | S23.4.2 ～ S26.7.1 生れ |
| ④. H29.5月下旬 ～ 6月下旬 | : | S26.7.2 ～ S30.10.1 生れ |
| ⑤. H29.6月下旬 ～ 7月下旬 | : | S30.10.2 ～ S32.8.1。T15.4.1以前(旧法) & 共済の期間 |
- ◆ 男性は S30.8.1 までに生まれた者 になる

4. その他

- ・カラ期間を含めて 10年超の者は、(ターンアラウンドでなく) 通常の空色・「様式101号」で申請
- ・本件の相談は、TELによる 予約相談 を推奨している

II. 実務上のポイント、年金相談の留意点 等 (P.6 ～)

1. 制度の概要、実務上のポイント

- (1). 目的は、保険原理の重視 (納付保険料に応じた給付) と 無年金者 をなくすること
・現在 60才未満の者には ”必ずもらえる” と言える
- (2). 外国人、外国年金との通算
・(原則) 日本と相手国の期間を通算して 10年以上
但し、英国、韓国、イタリア は 通算できない !!

2. 年金相談 での 留意点

- (1). ”カラ期間” が重要に …… カラ期間は (原則) 本人証明
- (2). 旧法老齢、通算老齢 等も 10年になる
- (3). 外国人労働者 へ 丁寧な対応
- (4). 遺族年金 (長期・25年) と 寡婦年金 (夫・国年納付10年で妻が受給可能) の差異に注意
- (5). 夫の遺族年金 or 障害基礎 受給の高齢者が、10年で老齢年金 を受給 可能性

➡ ★ 65才超で 年金を受給していない者 の加入歴調査 !! (← 年金相談のマーケットとして大)

繰下げ受給ができるか？

【課題・1●●】 < 10年適用 70才超の繰下げ >

資格期間 10年短縮で 70才超の者が新たに受給権を取得した場合、支給繰下げの申出ができるか？

I. 繰下げ(繰上げ)制度の再整理

支給の繰下げについての【課題・54】((*) 一部追記)の再掲です。

老齢年金の繰上げ・繰下げ (その-1)

H22.7.22 使用

【課題・54】 支給の繰下げ及び繰上げについて、下記を確認、及び計算して下さい

1. 支給の“繰下げ”とは、本来 65歳から支給開始のものを、66歳～70歳の間の時期から支給開始のように遅くすること、“繰上げ”とは本来 65歳からのものを60歳～64歳の間の早い時期からもらい始めるものである
2. 故に、65歳前のいわゆる“特別支給の老齢厚生年金”は、繰下げ、繰上げとも出来ない
(厚年附 第12条、及び繰上げを認める条文がない)
3. 支給の繰下げは“申出”であるが、繰上げは“請求”である
(国年第 28条・厚年第44条の3、及び国年附第9条の2・厚年附第7条の3 他)
4. 繰上げ(早くから受給)は減額に、繰下げ(遅らせる)は増額になる

◆ 繰上げの減額率

(厚年はこれ以降)

←(※)

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
60 歳～	58 % (-42 %)	70 % (-30 %)
61 歳～	65 % (-35 %)	76 % (-24 %)
62 歳～	72 % (-28 %)	82 % (-18 %)
63 歳～	80 % (-20 %)	88 % (-12 %)
64 歳～	89 % (-11 %)	94 % (-6 %)
65 歳～	100 % (-0 %)	100 % (-0 %)

◆ ～ S16.4.1生 (*)
1年毎の値
◆ S16.4.2生～
0.5%/月 (6%/年)

◆ 繰下げの増額率

(※ 厚年は実質 ～S12.4.1 / S17.4.2～)

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
65 歳～	100 % (+0 %)	100 % (+0 %)
66 歳～	112 % (+12 %)	108.4 % (+8.4%)
67 歳～	126 % (+26 %)	116.8 % (+16.8%)
68 歳～	143 % (+43 %)	125.2 % (+25.2%)
69 歳～	164 % (+64 %)	133.6 % (+33.6%)
70 歳～	188 % (+88 %)	142 % (+42%)

◆ ～ S16.4.1生 (*)
1年毎の値
◆ S16.4.2生～
0.7%/月 (8.4%/年)

【課題・54-2】 国年、厚年の支給の繰下げ

1. 66歳前に老齢基礎年金の請求をしていないもの、受給権取得から1年間(66歳前)に老齢厚生年金を請求していないものは、繰下げの申出をすることができる
(前段：国年法 第 28条、後段：厚年法 第 44条の3)

2. 生年月日と繰下げの可否、方法

	生年月日	老 齢 基 礎 年 金	老 齢 厚 生 年 金
(A)	S12.4.2 以前生	できる(老厚と一緒)	できる(老基と一緒)
(B)	S12.4.2～S17.4.1	できる	できない (★1)
(C)	S17.4.2 以降生	できる(老厚と一緒/別も可)	できる(一緒/別可) (★2)

(★1) H12年改正で H14.4.1～ 被保険者の年齢上限が 65⇒70歳になった。当時 60～65才の者

(★2) H16年改正で H19.4.1～ 繰下げが可能になった。当時 65才以下の者

(*)

II. 繰下げに係る条文

<国民年金>

1. 国民年金法の繰下げ条文 : 国年法第28条

「老齢基礎年金の受給権を有する者であって66才に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、……支給繰下げの申出をすることができる。ただし、……」

2. 国民年金の繰下げ加算率 : 国令第4条の5

$(7/1000) \times (\text{受給権を取得した月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$

3. ～S16.4.1 生まれの者の加算率 : H12改前の国令第4条の6 (現・4条の5)

(1年毎に 0.12, 0.26, 0.43, 0.64, 0.88)

4. 65才以降に受給権を取得した場合の特例 : S60附18条5項

「国年法第28条第1項の文言を次のように読み替える」

「66才に達する」 ⇒ 「その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日」

「65才に達した」 ⇒ 「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」

「66才に達した」 ⇒ 「1年を経過した」

<厚生年金>

1. 厚生年金法の繰下げ条文 : 厚年法第44条の3

「老齢厚生年金の受給権を有する者であってその受給権を取得した日から1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、……支給繰下げの申出をすることができる。ただし、……」

2. 厚生年金の繰下げ加算率 : 厚令第3条の5の2

$(7/1000) \times (\text{受給権を取得した月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$

III. 検討、吟味

1. 支給繰下げに係る条文は、国年(28条)は 66才に達する前 ……と年齢で表示、厚年(44条の3)は 受給権取得後1年経過 ……のように文言が異なるが、S60改附18条の読替により結果として厚年の表現 (受給権取得後1年経過する前に…) に統一されている。

2. 尚、繰下げ加算率は、国年(国令第4条の5)、厚年(厚令第3条の5の2)とも同旨の文言になっている。
 $(7/1000) \times (\text{受給権取得月} \sim \text{繰下げ申出月の前月までの月数 (60月 max)})$ 以上 (P.)

3. 故に繰下げは、受給権取得から60月内の期間まで可能で 上限年齢 はないことになる。

4. そうすると、10年短縮で今回受給権を取得した70才超の者は(原則) H29.8.1～60月以内で受給繰下げができることになる。(但し、国年と厚年が同一とは限らない!!)

5. 老齢基礎年金の受給繰下げは全出生年代が可能で、加算率は～S16.4.1生とS16.4.2～とで2区分される。前者は1年毎の値、後者は0.7(%/月) (P.)

6. 他方、老齢厚生はH12年改正でS12.4.2～S17.4.1生は繰下げ不可になった。

(H14.4.1～厚年65⇒70才に。当時60～65才の者。S12.4.1前生除/附H12,17条)

(H16 附42条)

7. H16年改正では、S17.4.2～生れ(H19.4.1～。65才以下)が再度可能になった。

そして、(附則42条で) H19.4.1前に老齢厚生の受給権を有する者は適用しない(繰下げ不可)とした。

8. 以上から考えると、

- ・S17.4.2以降生の者(下表(C))は、繰下げ可能で、加算率は0.7(%/月)と考える
- ・S12.4.1以前生の者(下表(A))も、繰下げ可能で、加算率は1年毎の率と想定
- ・S12.4.2～S17.4.1生の者(下表(B))は、繰下げ不可・できないと想定されるが？

10年短縮適用者(H29.8.1～)厚年・繰下げ可否等 (内容は筆者・佐藤の想定)

	生年月日	繰下げの可否	(可の場合の)加算率
(A)	S12.4.1以前	(できる?)	(1年毎の率)
(B)	S12.4.2～S17.4.1	(できない?)	(1年毎 / 0.7(%/月))
(C)	S17.4.2以降	できる	0.7(%/月)